

知的財産権について

知的財産権制度とは、知的創造活動によって生み出されたものを、創作した人の財産として保護するための制度です。「知的財産」及び「知的財産権」は**知的財産基本法**において定義されています。

知的財産権の種類

知的財産権には、特許権や著作権などの創作意欲の促進を目的とした「**知的創造物についての権利**」と、商標権や商号などの使用者の信用維持を目的とした「**営業標識についての権利**」に大別されます。また、特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び育成者権については、客観的内容を同じくするものに対して排他的に支配できる「**絶対的独占権**」といわれています。一方、著作権、回路配置利用権、商号及び不正競争法上の利益については、他人が独自に創作したものには及ばない「**相対的独占権**」といわれています。

知的財産権の種類

知的創造物についての権利

特許権 (特許法)

- 発明を保護
- 出願から20年
(一部25年に延長)

実用新案権 (実用新案法)

- 物品の形状等の考案を保護
- 出願から10年

意匠権 (意匠法)

- 物品のデザインを保護
- 登録から20年

著作権 (著作権法)

- 文芸、学術、美術、音楽、プログラム等の精神的作品を保護
- 創作時から死後50年、
(法人は公表後50年、
映画は公表後70年)

回路配置利用権 (半導体集積回路の回路配置に関する法律)

- 半導体集積回路の回路配置の利用を保護
- 登録から10年

育成者権 (種苗法)

- 植物の新品種を保護
- 登録から25年
(樹木30年)

(技術上、営業上の情報)

営業秘密 (不正競争防止法)

- ノウハウや顧客リストの盗用などの不正競争行為を規制

営業標識についての権利

商標権 (商標法)

- 商品・サービスに使用するマークを保護
- 登録から10年(更新可能)

商号 (会社法、商法)

- 商号を保護

商品等表示、商品形態 (不正競争防止法)

- (以下の不正競争行為を規制)
- 混同惹起行為
- 著名表示冒用行為
- 形態模倣行為(販売から3年)
- ドメイン名の不正取得等
- 誤認惹起行為

産業財産権

(注) 知的財産権のうち、特許権、実用新案権、意匠権、及び商標権を**産業財産権**といいます。

産業財産権の取得について

産業財産権の取得には、産業に利用でき、先に出願されていないことに加えて、**特許権**や**実用新案権**では、自然科学の法則を利用した、新しく(**新規性**)、容易に思いつかない(**進歩性**)ものなどの要件を満たすことが必要です。
又、倫理に反したり、健康を害したりする反社会的な

知的財産権のうち、**特許権**、**実用新案権**、**意匠権**及び**商標権**の4つを「**産業財産権**」といい**特許庁**が所管しています。これらの権利は、特許庁に出願し登録されることによって一定期間、独占的に実施(使用)できる権利となります。